

「受託研究契約書」雛形改訂について

千葉大学が平成16年4月から法人化され丸5年が経過しました。その間、多くの企業等からの受託研究を実施し、そのための受託研究契約を締結してきました。その中で現行の受託研究契約書雛形に対する企業等側から見た不満な点及び大学側での不利と思われる点などが顕在化してきており、その結果として受託研究の開始に支障をきたすことが少なからずありました。

今回、契約締結において問題となる事項を見直し、更なる受託研究の促進を図るとともに、契約交渉及び契約事務処理の迅速化を図るために、受託研究契約書雛形を改訂することとしました。

主な改訂点は次のとおりです。

受託研究の研究内容等の表示を分かり易くするために、研究題目、目的、期間及び経費等について、契約書の最初に「契約項目表」として表示しました。

受託研究の実施に伴い創造された発明等に係る知的財産権は発明者に帰属するため、大学側のみに帰属することとなります。しかし、当該発明等に相手企業等から提供された秘密情報等が含まれる場合には、当該発明等に係る知的財産権については、相手企業等の寄与度を考慮し、協議の上、共有にすることができることとしました。

受託研究の実施に伴い創造された発明等に係る知的財産権の大学持分については、従来から相手企業等が申し出により優先的に独占実施等の許諾を受けることができることとしていましたが、その申し出期限等が不明瞭であったため、知的財産権の大学持分の取扱いについて、相手企業等が優先的に選択できる内容（譲渡、独占的な実施権の付与、非独占的な実施権の付与、設定登録時まで選択を保留）及び選択期限（当該知的財産権の出願後原則180日以内）を提示しました。

受託研究開始時には、研究の実施に伴い創造される知的財産権の内容は不明であり、その取扱いに係る詳細な条件等を受託研究契約書で定めることは困難であるため、上記による優先的に選択できる取扱い内容のみを提示し、その選択した取扱い内容に関する条件等については協議の上、別途定めることとしました。

大学が受託研究の研究成果を「教育及び研究活動」に使用できることを明記しました。

なお、従来からの継続研究課題の契約につきましては、ご相談の上、旧雛形を使用することも可能です。